

京都市告示第 585 号

京都市客引き行為等の禁止等に関する条例第 8 条第 1 項の規定に基づき、客引き行為等禁止区域（以下「禁止区域」という。）を次のように指定しますので、関係図書を縦覧に供します。

平成 29 年 2 月 15 日

京都市長 門川 大作

1 禁止区域の範囲

別図 1, 2 において黒色で示す道路, 公園等のとおり

2 指定する日

平成 29 年 2 月 15 日

3 適用する日

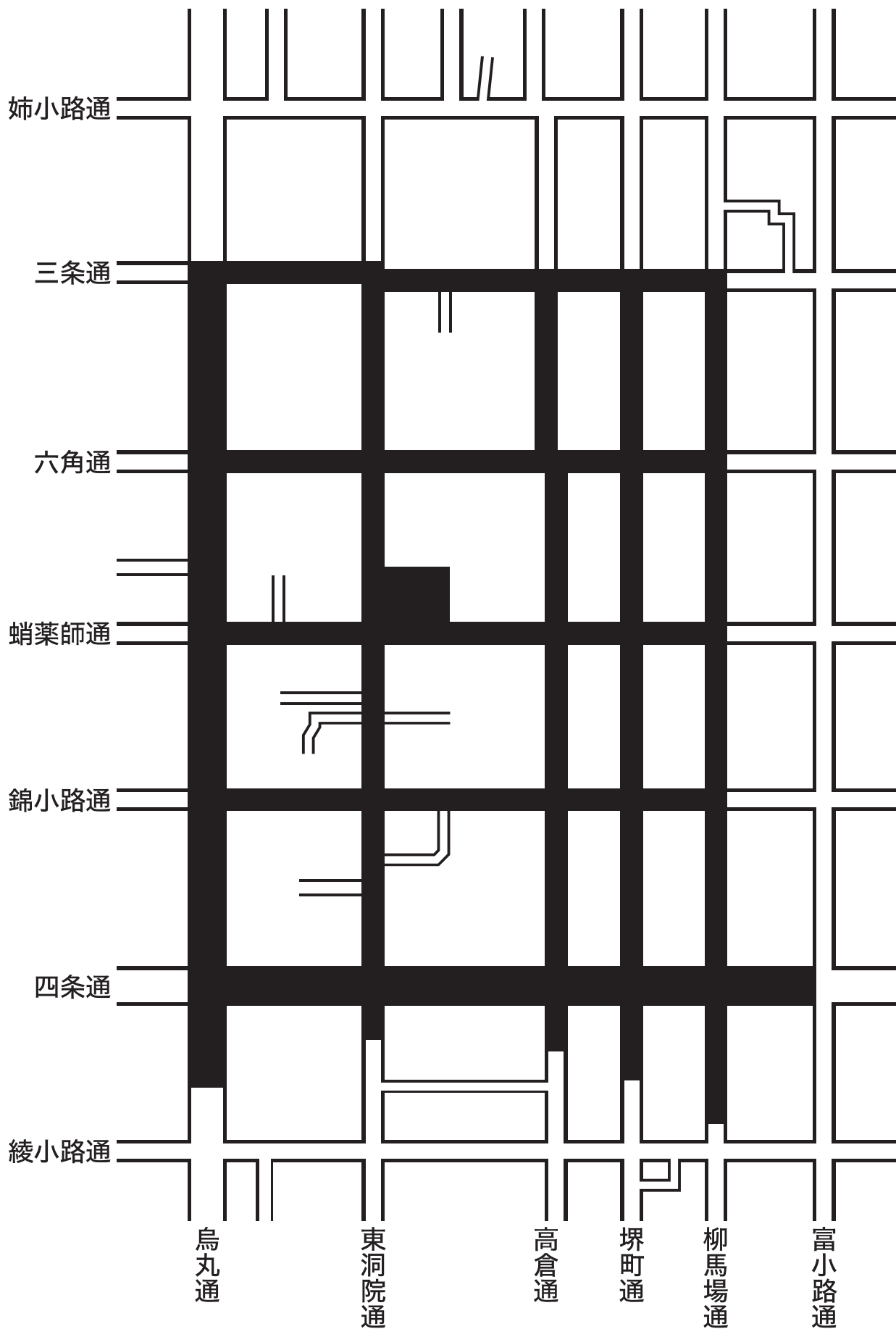
平成 29 年 4 月 1 日

4 関係図書の縦覧場所

京都市中京区河原町通三条上る恵比須町 4 2 7 京都朝日会館 4 階

京都市文化市民局くらし安全推進部くらし安全推進課

別図1 客引き行為等禁止区域
(東洞院錦小路周辺)



別図2 客引き行為等禁止区域
(京都駅北側周辺)

